

# 障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業 最終報告会

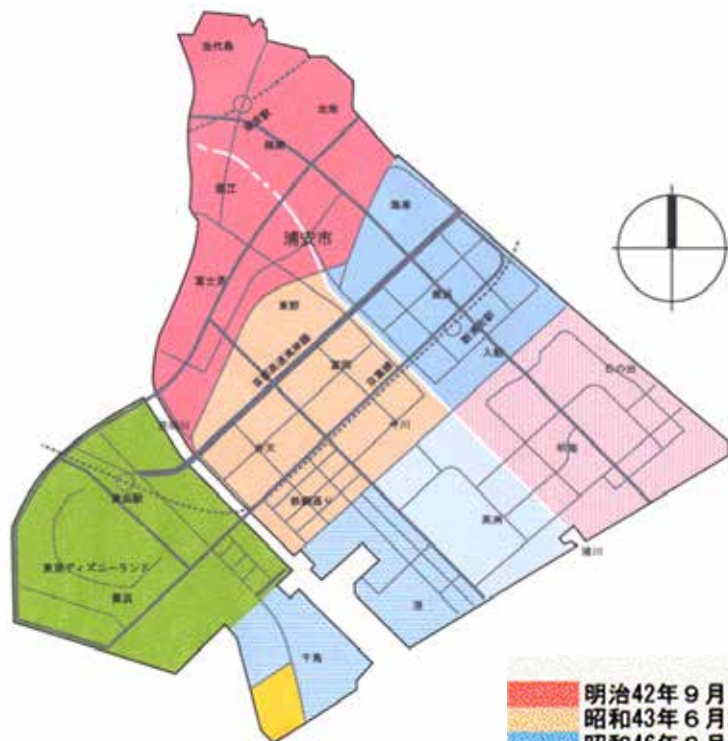
## モデル事業の実施報告

- 1 浦安市の概要
- 2 取り組み経過
- 3 法施行に向けて

平成28年3月3日  
浦安市健康福祉部障がい事業課

# 1 浦安市の概要

# 浦安市



## 特徴

- ・ 市域は4キロ四方16.98km<sup>2</sup>
- ・ 面積は埋立てで4倍に
- ・ 人口は埋立てで3倍に
- ・ 高齢化率15.5%  
(国26.0% 県24.7%)

	総面積	増加分
明治42年9月1日	4.43 km <sup>2</sup>	—
昭和43年6月24日	6.77 km <sup>2</sup>	2.34 km <sup>2</sup>
昭和46年8月2日	8.65 km <sup>2</sup>	1.88 km <sup>2</sup>
昭和50年11月29日	11.34 km <sup>2</sup>	2.69 km <sup>2</sup>
昭和53年9月26日	13.77 km <sup>2</sup>	2.43 km <sup>2</sup>
昭和54年9月21日	15.41 km <sup>2</sup>	1.64 km <sup>2</sup>
昭和55年3月24日	16.66 km <sup>2</sup>	1.25 km <sup>2</sup>
昭和56年3月12日	16.98 km <sup>2</sup>	0.32 km <sup>2</sup>

# 障がい者手帳所持者数

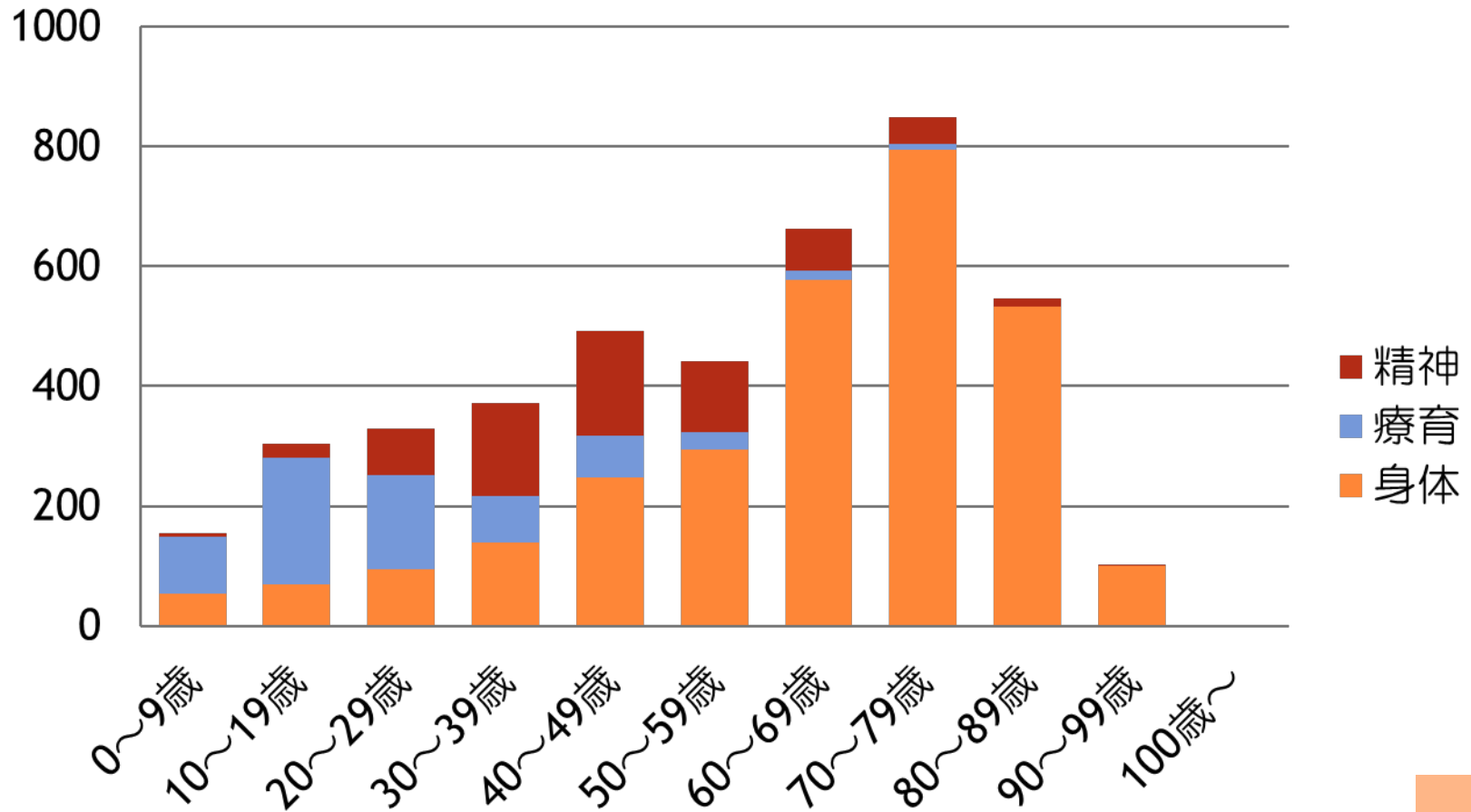
各年3月31日現在

	平成25年	平成26年	平成27年	全国
人口	162,155人	162,952人	163,719人	12,693.9万人
身体障害者手帳	2,774人	2,837人	2,869人	393.7万人
割合	1.7%	1.7%	1.8%	3.1%
療育手帳	626人	660人	680人	74.1万人
割合	0.4%	0.4%	0.4%	0.6%
精神障害者保健福祉手帳	527人	617人	695人	80.3万人
割合	0.3%	0.4%	0.4%	0.6%
手帳所持者の合計	3,927人	4,114人	4,244人	548.1万人
割合	2.4%	2.5%	2.6%	4.3%

人口は、登録人口

全国は、平成27年4月総人口、平成27年版障害者白書、平成26年度衛生行政報告例

# 年齢別障がい者手帳所持者数（H27年1月）



## 2 取り組み経過

## 権利擁護の取り組み

- ・平成22年より自立支援協議会に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」広域専門指導員に委員を依頼。
- ・平成25年に自立支援協議会に権利擁護部会を設置。
- ・平成24年に障がい者虐待防止対策協議会を設置。虐待防止はもとより、差別解消法や合理的配慮などについても早くから取り組む。
- ・平成26年から高齢者、障がい者の虐待防止対策協議会を統合し、高齢者、障がい者の権利擁護関係機関との連携を図る。

## 障害者差別解消支援地域協議会モデル会議

- ・ 千葉県の条例制定及び体制整備の実績を活用することとし、県と連携して対応することを基本。
- ・ 新たな協議会設置ではなく「浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会」を「浦安市障がい者差別解消支援地域協議会」として位置づけ。
- ・ 第1回モデル会議から、浦安市域を管轄とする市川健康福祉センターの広域専門指導員も会議に参加。



# 障害者差別解消支援地域協議会あり方検討会

## 浦安市高齢者・障がい者等における虐待防止対策協議会

### （高齢者）

有識者  
介護保険サー  
ビス事業所  
地域包括支援  
センター  
高齢者支援課

### （共通）

医師会  
弁護士  
警察  
民生委員  
人権擁護委員  
中核地域生活支援  
センター  
市川健康福祉  
センター  
社会福祉協議会

### （障がい者）

有識者  
障害福祉サー  
ビス事業所  
就労関係機関  
基幹相談支援  
センター  
当事者団体  
障がい事業課

# モデル会議等の開催経過

平成26年度	期日	議題
第1回 モデル会議	5月30日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の統合について</li> <li>・通報・届け出状況について</li> <li>・年間計画(案)について</li> <li>・障害者差別解消法について</li> <li>・(仮称)障がい者差別解消支援地域協議会について</li> </ul>
第1回 ワーキング	7月31日(木) 千葉県と合同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浦安市からの差別事例の報告</li> <li>・千葉県から</li> <li>・市川健康福祉センターから</li> <li>・内閣府から</li> <li>・当面の方向性について</li> </ul>
第2回 ワーキング	9月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者差別事例について</li> <li>・大学・オリエンタルランドにおける取組みについて</li> <li>・障害者差別に関する相談体制について</li> <li>・市川健康福祉センターから 相談窓口、ヘルプカードについて</li> <li>・地域フォーラム・中間報告会について</li> </ul>

# モデル会議等の開催経過

平成26年度	期日	議題
第3回 ワーキング	10月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県との連携について</li> </ul>
第2回 モデル会議	11月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法について</li> <li>・千葉県の調全体制について</li> <li>・浦安市の差別事例について</li> <li>・浦安市の優しい取り組みについて</li> <li>・中間報告会について</li> <li>・質疑・意見交換</li> </ul>
第4回 ワーキング	12月9日(火) 千葉県と合同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告会について</li> </ul>
第5回 ワーキング	2月12日(水) 千葉県と合同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援体制の整備について</li> <li>・平成27年度の取り組みについて</li> </ul>
第3回 モデル会議	2月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間報告会について</li> <li>・支援体制の整備について</li> <li>・平成27年度の取り組みについて</li> </ul>

# モデル会議等の開催経過

平成27年度	期日	議題
プレ モデル会議  第1回 ワーキング	6月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(概要)について</li><li>・ 千葉県障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業準備会 高梨憲司会長より「障害者差別解消法と千葉県条例の役割」について</li><li>・ 法施行までのスケジュール等</li></ul>
第2回 ワーキング	10月15日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 実施経過及び今後のスケジュールの報告</li><li>・ 庁内及び権利擁護部会委員からの配慮事例等の収集結果の報告</li><li>・ 相談受付フローチャートについて</li><li>・ 県と市の連携について</li><li>・ イベントについて</li><li>・ 対応要領について</li><li>・ 次回モデル会議(11/24)について</li></ul>

# モデル会議等の開催経過

平成27年度	期日	議題
第1回 モデル会議	11月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者差別解消法施行に向けた取り組み</li><li>・ 配慮等の事例収集について</li><li>・ 相談窓口と相談の流れ</li><li>・ 県と市の連携について</li><li>・ 条例案、職員対応要領案について</li><li>・ イベントについて</li></ul>
第2回 モデル会議	2月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者差別解消法施行に向けた取り組み</li><li>・ 条例案、職員対応要領案について</li><li>・ 障がい者差別解消支援地域協議会の在り方について(まとめ)</li></ul>

## 権利擁護部会

学識者、社会福祉協議会、  
警察、交通機関、企業、  
商工会議所、広域専門指  
導員、団体、事業所、教  
育委員会 等

## こども部会

公立小中学校、高等学校、  
特別支援学校、保育園、  
幼稚園、私立学校、団体、  
事業所、教育委員会、こ  
ども発達センター 等

## 相談支援部会

介護給付審査会、医師会、  
弁護士、訪問看護、中核  
地域生活支援センター、  
団体、事業所、地域包括  
支援センター 等

# 自立支援協議会・障がい者 福祉計画策定員会の活用

各部会のリーダー、サブリーダー中心に構成

## 地域生活支援部会

事業所、団体 等

## 本人部会（公募）

知的、精神、身体障がい者

## 平成26年度の取り組み

- ・ 実態把握...障がい者福祉計画ニーズ調査結果を活用

「差別を受けたり、嫌な思いをしたことはありますか？」

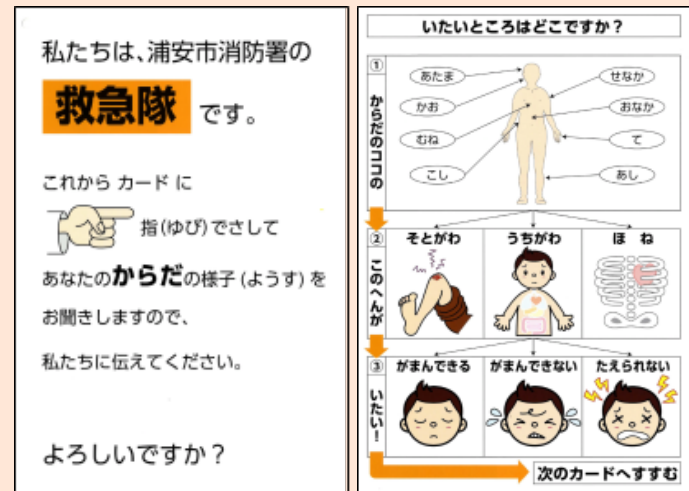
回答者2,506人のうち「よくある」が4% 「時々ある」が14%で、計18%、451人の方が「ある」と回答。

- ・ 障がい者福祉計画のヒアリングを兼ねた本人部会委員へのヒアリング

【意見】「自分たちのことをもっと知ってほしい」「差別や合理的配慮について知ってもらいたい」「差別のない安心して暮らせる社会を実現してほしい」

# 平成26年度の取り組み

- ・ 市内の合理的配慮、優しい取り組みの事例収集  
(権利擁護部会委員から)
- ・ 市役所の合理的配慮、優しい取り組みの紹介
- ・ 職員研修(管理職)
- ・ 事業所・企業向け講演
- ・ 各種イベントでの啓発広報





## 平成27年度の取り組み

- ・ 市役所各部署へのアンケート、ヒアリングの実施  
“ 何をどこまで配慮するのかわからない ”

- ・ 合理的配慮等の事例収集（権利擁護部会委員から）

【意見】「お互いに歩み会うことが必要」「知識だけでなく、感性や人としての思いやりが必要。知識として知るのはもちろん、まずは人としてどう接するか、社会全体として障がい属性であることを忘れないようにすべき」「障がいのある人への対応をマニュアル化すると、かえって画一的で心無い対応になってしまうのでは」

## 平成27年度の取り組み

- ・ 職員研修（管理職、窓口担当）
- ・ 警察署員への研修（消防署員についても実施予定）
- ・ 事業所・企業向け講演
- ・ 各種イベントでの啓発広報  
平成27年12月5日  
障がい者週間に合わせてイベントを実施
- ・ 職員対応要領の策定  
（市長部局・教育委員会・消防本部）

# 障がい者週間記念イベント

日時 平成27年12月5日(土)

10:00 ~ 15:00

場所 新浦安駅前ステージ及び周辺

内容 ステージでのパフォーマンス  
 福祉事業所等による飲食ブース、物品販売  
 障がい福祉に関するクイズラリー  
 差別解消法の周知・啓発  
 障がい福祉サービス事業所展示

## 主な実績

ステージ出演団体数 11

(出演者 市民活動団体、市内大学学生等)

出店団体数 17

(内訳) 障害福祉サービス事業所 8

当事者関係団体 2

その他(民間企業、社協等) 7

障がい福祉サービス事業所売上額 245,230円

差別解消法の周知チラシ配布数 6,500部

クイズラリー参加者数 464人

平成27年度 障がい者週間記念イベント

障がいのある人もない人も!  
 かがやくまち うらやす

日時 12月5日(土) AM10:00~PM3:00

場所 新浦安駅前広場

手紙送付  
 契約単位  
 あり

会場でのクイズに答えるともれなく景品がもらえるよ!

**プログラム**

10:00~10:15 開会式

10:15~12:00 舞踊(はげっ)TEAM-YOSAKOI  
 浦安カルテット!  
 小原篤久(シンボーン・ソングライター)  
 順天堂大学駅伝応援部  
 チアダンス・プラスバンド

12:00~15:00 朝海会民謡・三味線  
 URS ストリートダンス協会  
 明海大学吹奏楽部

**出店団体・出店内容一覧**

- 1 社会福祉法人なゆた【カステララスク・フィナンシェ】
- 2 障がい者福祉センターきらりあ  
【クッキー・焼き菓子・ロウソク・ハガキ・しおり・髪ゴム】
- 3 身体障がい者福祉センター  
【アクセサリ・革製フレット・ストラップ  
アクリルたわし・巾着・マスク】
- 4 地域活動支援センターとも  
【ホイール・サマー・ソフトドリンク・いなり巻餅  
【ポップコーン・ホットコーヒー・オリジナルグッズ】
- 5 あいりんど  
【シフォンケーキ・こだわりのクッキー・しいたけ】
- 6 NPO法人千葉chi-raku  
【多肉植物・アクセサリ・和紙小物】
- 7 NPO法人タオ  
【からあげ・フランクフルト・チュロス  
メロンパン・ラスク・生ビール・ドリンク】
- 8 浦安子ども支援サークル アップドラフト  
【天からアイス・ペーコン】
- 9 社会福祉協議会 【たこ焼き  
ポップコーン】
- 10 NPO法人フレズ  
【お菓子・お祭り飯・ランドフィッシュ】
- 11 浦安TEAM-YOSAKOI【水餃子スープ】
- 12 一般社団法人ラ・ヴィカグループ【チョコレート】
- 13 ソーシャルリポートセンター  
【ゲームコーナー(輪投げ・ストライクアウト)】
- 14 (株)浦安観光コンベンション協会  
【ホットワイン・ホットドリンク】
- 15 NPO法人働く女性の会【おでん】

**会場マップ**

主催/浦安市障がい事業課  
 TEL:047-351-1111 FAX:047-355-1294 Email:shouapillaryou@city.urayasu.lg.jp

皆様、ふるってご参加ください!

# 障がい者週間記念イベント

**クイズに答えて 景品をもらおう!**

クイズのヒントは  
会場のごくごにあるよ!  
みんな戻ってみよう!

正しいと思う番号に○をつけて、  
本部までお持ちください。  
参加者には、景品をプレゼント!

**Q1** 障害者差別解消法では、会社やお店なども〇〇の配慮を  
するよう努力しなければならないとされている。  
①合理的 ②自発的 ③普遍的 ④体系的

**Q2** 障害者差別解消法は、いつから施行される?  
①平成30年4月1日 ②平成29年10月1日  
③平成28年4月1日

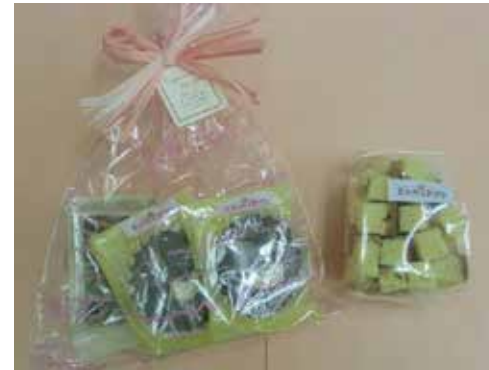
**Q3** 友のハート・〇〇〇マークは、内閣府がいのあ  
る人向けのマークで、ストラップにした物  
障がい事業誌で配布している。  
①プラス ②ビート ③アップ ④ダイヤ

**Q4** 左のマークの読みは?  
①横こえが不自由なことを示すマーク  
②目が不自由なことを示すマーク  
③一方向通行のマーク

**Q5** 『うらやす市ハンドメイドBOOK』に紹介されている事業  
で、この会館内に店舗があるのはいくつ?  
①6 ②7 ③8 ④9

**Q6** 『うらやす市ハンドメイドBOOK』に紹介されている事業  
の商品は、総合福祉センター内にある『福祉ショップ〇〇  
〇』にある。  
①わいわい ②のびのび ③いきいき ④ふくらく

## クイズラリーを実施



**平成28年4月から障害者差別解消法がはじまります**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）は、  
障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も  
共に生きる社会をつくることを目指しています。

**障がいを理由とする差別とは?**

■不当な差別的扱い  
きちんとした理由もないのに、障がいがあるということで、サービスなどの提供を断ったり、制限したり、障がいのない人にはない条件をつけること。  
▶たとえば… 行政の窓口で、「障がいがある」という理由だけで順番を後ろに回すこと

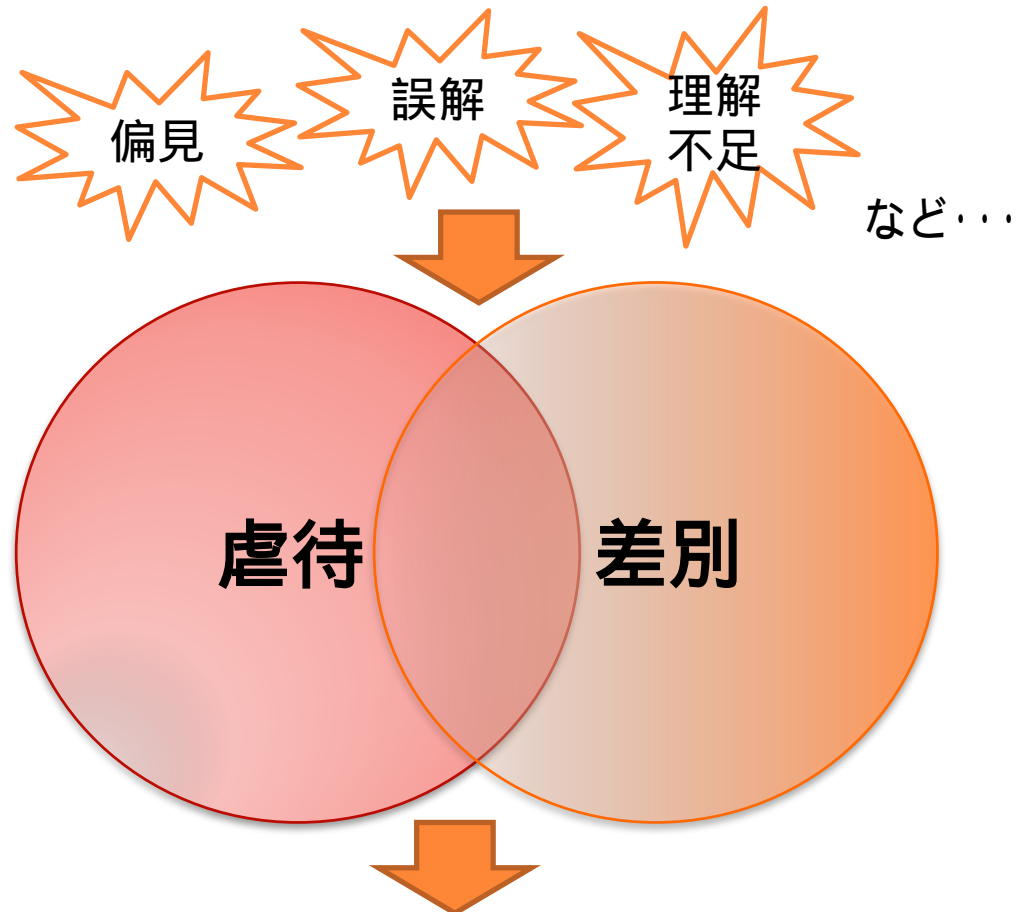
■合理的配慮を提供しないこと  
障がいのある人から、平気げや心くばりをしてほしいと言われた場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁をなくすために提供される必要かつ合理的な取り組みを「合理的配慮」と言い、それを提供しないこと。  
▶たとえば… 聴覚に障がいがある人に声だけで情報を伝えること

■社会的障壁とは?  
障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を通るうえで障壁（バリア）となるようなものこと。  
①通行、利用しにくい施設、機材など  
②利用しにくい制度など  
③障がいのある人の存在を意識していない習慣・文化など  
④障がいのある人への偏見など



### 3 法施行に向けて

# モデル事業・これまでの虐待対応の取組から...



障がいを理由とする差別の解消を推進する取組は、虐待を防止する取組と一体的に行われることが効果的である

# 高齢者施策と一緒に取組むメリット

- ・ 高齢者虐待防止と障がい者虐待防止については、スキームが似ている（原則市町村での対応）
- ・ 障がい者手帳所持者のうち、60歳以上が過半数を占める現状（高齢障がい者の増加）
- ・ 認知症施策においては既に先行して、認知症高齢者に対する偏見や誤解や理解不足を解消する取組がなされている（モデルとなる）



障がいを理由とする差別の解消を推進する取組は、  
高齢者の虐待防止や認知症施策等と連携しながら  
進めることが効果的である

# 条例の制定へ

障がいを理由とする差別の解消を推進する取組は、  
虐待を防止する取組と一体的に行われることが効果的である

障がいを理由とする差別の解消を推進する取組は、  
高齢者の虐待防止や認知症施策等と連携しながら  
進めることが効果的である



これらを市の施策として  
位置づけるために…

「浦安市障がいを理由とする差別の解消の進推に関する条例」  
を制定することに



# 浦安市障がいを理由とする差別の解消の進推に関する条例の構成

前文

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 市の責務

第5条 市民及び事業者の役割

第6条 市における障がいを理由とする差別の禁止

第7条 事業者における障がいを理由とする差別の禁止

第8条 障がい者差別解消推進計画

第9条 状況の公表

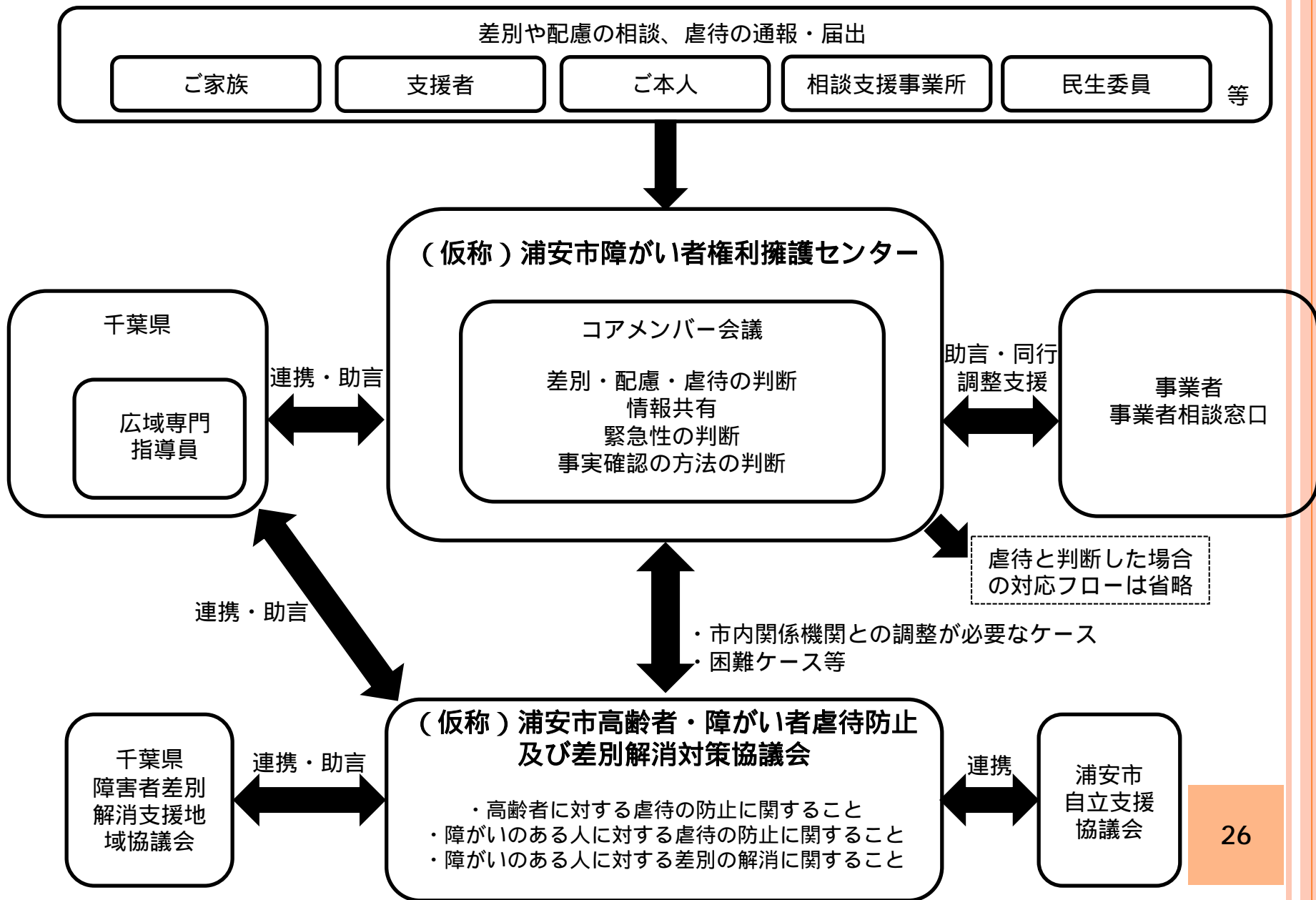
第10条 職員対応要領

第11条 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

第12条 広報及び啓発

第13条 協議会

# 相談窓口と支援体制



ご清聴ありがとうございました